

都道府県において制定された中小企業の振興に関する条例の 主な規定について

商工労働部産業政策課

25 道府県において中小企業の振興に関する条例が制定されたが、その多くが、中小企業の振興に関する基本的な考え方を示すものであり、基本理念、各主体の役割・責務、都道府県の基本的な施策等を規定している。

これは、中小企業の振興に関して一定の方向付けをしながらも、都道府県の具体的な施策については規定せず、機動性や柔軟性を損なわないようにするという意味で、当県においても参考にすべき形式であると考えられる。

25 道府県の条例において規定されている主な事項は、次表のとおりである。

事 項 名		団体数	
1	基本理念	22	
2	各主体の役割・ 責務	(1) 都道府県	22
		(2) 市町村	1
		(3) 都道府県民	19
		(4) 中小企業者	22
		(5) 大企業者	14
		(6) 中小企業関係団体	16
		(7) 大学等	8
3	都道府県の基本 的施策等	(1) 基本方針	25
		(2) 基本計画	6
		(3) 市町村に対する支援	16
		(4) 中小企業者の受注機会（官公需）	13
		(5) 財政上の措置	23

また、事項別の具体的な内容は、次頁以下のとおりである。

団体ごとに規定の構成や規定振りに違いはあるものの、内容には類似性が認められる。

1 基本理念

- 22団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。

- 中小企業の振興を推進するに当たっての基本的な姿勢について規定している。
 - ◇ 中小企業が経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域を支える重要な存在であるとの認識
 - ◇ 中小企業者の自主的な努力の助長
 - ◇ 人材、技術、自然その他の地域資源の活用
 - ◇ 都道府県、市町村、都道府県民、中小企業者、中小企業関係団体等の連携
- 中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） >
（基本理念）
第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様な活力ある成長発展が図られなければならない。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

青森県	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、豊かな自然その他の県内各地域が有する資源の持続的な活用を図ることにより推進されなければならない。</p>
福島県	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な事業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然その他の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的な活用を図ることにより、推進されなければならない。</p>
茨城県	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 本県の産業の活性化は、本県の産業の活力の維持及び強化を図るため、企業の自主的な事業活動を助長することを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2 本県の産業の活性化は、本県の産業の競争力を高めるため、本県の有する高度な科学技術の集積、優れた産業基盤、豊かな自然その他の特性及び魅力を十分に活用することにより、行われなければならない。</p> <p>3 本県の産業の活性化の推進に当たっては、中小企業の事業活動が産業の活性化に果たしている役割の重要性にかんがみ、経営資源の確保の円滑化等中小企業に関する施策が十分に講じられなければならない。</p>
群馬県	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策は、事業者の自立的な経営及び相互の連携による事業の運営を促進するとともに、労働者の適性及び能力に応じた労働環境の整備を図ることにより、事業者及び労働者の意欲的かつ創造的な活動が行われるよう支援することを旨として行われなければならない。</p> <p>2 事業者及び労働者の意欲的かつ創造的な活動の支援は、事業者及び労働者の必要に応じて県の施策を統合することその他経済環境の変化に対する適応力を高めるために必要な措置を講ずることにより、行われなければならない。</p>

埼玉県	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、県が中小企業の創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国、市町村及びその他の機関の協力を得ながら推進することを基本とする。</p>
千葉県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。</p>
神奈川県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、県経済を支える重要な存在であることにかんがみ、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。</p> <p>(2) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。</p> <p>(3) 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組が促進されること。</p> <p>(4) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民が相互に連携し、及び協働して推進されること。</p> <p>(5) 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源その他の本県の特色を生かした活力と魅力ある産業の実現を図ることを旨として推進されること。</p> <p>(6) 小規模企業者に対する配慮をする等中小企業者の経営規模を勘案して推進されること。</p>
富山県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興等は、中小企業者の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進することを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興等は、本県の有する多様な技術、優れた産業基盤、豊かな特産物及び自然環境その他の特色ある地域資源等を十分に活用することにより、推進されなければならない。</p> <p>3 中小企業の振興等は、小規模企業者に配慮する等中小企業者の経営規模及び経営形態を勘案して推進されなければならない。</p> <p>4 中小企業の振興等は、意欲及び能力に応じた多様な雇用の機会を確保するとともに、中小企業者が求める人材の育成及び確保を図ることを旨として、推進されなければならない。</p> <p>5 中小企業の振興等は、県、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。</p>
福井県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫および自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興は、中小企業者の経営の安定および向上が、雇用の機会の確保および需要の創出その他の県民生活および県内経済の向上に寄与することについて、県、中小企業団体および県民等が理解を深めるとともに、それぞれの立場から中小企業の振興に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。</p> <p>3 中小企業の振興は、公正かつ自由な競争を阻害し、または制限するものであってはならない。</p> <p>4 中小企業の振興は、産業構造、企業規模その他の本県の特性に十分配慮して行われなければならない。</p>
山梨県	<p>(政策の目標)</p> <p>第3条 県の地場産業に関する政策の目標は、地場中小企業者の創意ある努力を助長し、地場中小企業者の経営の基盤の強化を図るとともに、社会的経済的環境の変化に即応した事業活動を促進することにより、地場産業における製品の高付加価値化及び事業活動の自立化が進展することを目標として、地場産業の成長発展を図ることにあるものとする。</p>
愛知県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p>

	<p>(1) 中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とすること。</p> <p>(2) 中小企業が、その多様で特色ある事業活動を通じて、地域における経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等、地域社会の発展及び県民生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に行うこと。</p> <p>(3) 県、市町村、中小企業者、中小企業団体、大企業者等、金融機関及び大学等の連携の下に行うこと。</p>
三重県	<p>(基本理念)</p> <p>第1条 地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫及び地域の特性を生かした活動が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p>
奈良県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、集積された多様な技術その他の特色ある地域資源の活用を図ることにより、推進されなければならない。</p>
鳥取県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 産業の振興は、次に掲げるところを基本として行われなければならない。</p> <p>(1) 事業者の自主的な事業活動が助長されること。</p> <p>(2) 県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資すること。</p> <p>(3) 県、市町村、支援団体、大学等、金融機関及び県民の連携協力により推進されること。</p> <p>(4) 県内の優れた人材、豊かな自然にはぐくまれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されること。</p>
岡山県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われるものとする。</p> <p>2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われるものとする。</p>
山口県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、県、事業者、関係団体及び県民による協働の精神に基づき、自発的に行われることを旨として促進されなければならない。</p> <p>2 ふるさと産業を振興するための地産地消の取組は、地域における人、物及び情報の交流により経済を活性化させ、県産品等の需要の拡大及び事業者の育成を図ることを旨として促進されなければならない。</p>
徳島県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、本県の経済飛躍の実現を図るため、次に掲げるところにより行われなければならない。</p> <p>(1) 頑張る中小企業者を支援することにより推進されること。</p> <p>(2) 県、市町村、中小企業団体、大企業者、高等教育研究機関及び県民の協力により推進されること。</p> <p>(3) 県内外の産業界で活躍する本県ゆかりの人材、本県の地域における地理的及び自然的な特性等の豊富な資源その他の本県の強みの活用を図ることにより推進されること。</p>
香川県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業が多様な事業分野において特色ある事業活動を行い、本県の経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、本県の経済を支える重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) 中小企業者の創意工夫を生かした自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。</p> <p>(2) 本県の人材、技術、自然その他の資源の積極的な活用が図られること。</p> <p>(3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。</p>
愛媛県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業の持続的発展が県民生活の向上に寄与することへの理解を深め、中小企業者が供給する県産品等に対する需要の増進を図ることを基本として行われなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興は、中小企業者の公正かつ自由な競争を阻害し、又は制限しないこと</p>

	<p>を基本として行われなければならない。</p> <p>3 中小企業の振興は、豊富な人材、多様な技術、優れた産業基盤、豊かな自然等の県内各地域が特性として有する地域資源の有効活用を図ることを基本として行われなければならない。</p>
熊本県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的かつ創造的な産業活動が助長されることを旨として、推進されなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興は、豊富な人材、集積された多様な技術及び優れた産業基盤並びに豊かな自然、歴史、伝統、文化等の県内各地域が特性として有する地域資源の持続的活用を図ることにより、推進されなければならない。</p>
鹿児島県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として図らなければならない。</p> <p>2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民の生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に図られなければならない。</p> <p>3 中小企業の振興は、優れた人材、豊かな自然に育まれた資源、蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されなければならない。</p>
沖縄県	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。</p>

2 各主体の役割・責務

(1) 都道府県

- 22団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。
- 中小企業の振興を推進するに当たっての都道府県の役割・責務について規定している。
 - ◇ 中小企業の振興に関する総合的な施策の策定及び実施
 - ◇ 当該施策の策定及び実施に当たっての国、他の地方公共団体、中小企業者、中小企業関係団体その他の関係機関との連携
- 中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） >

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

北海道	<p>（道の責務）</p> <p>第3条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する基本的な施策を策定し、及び一体的かつ相乗的に実施する責務を有する。</p> <p>2 道は、前項の施策を推進するに当たっては、道立試験研究機関の研究開発及び技術支援を積極的に活用するほか、国、市町村、大学等、事業者、産業に関する団体その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。</p>
青森県	<p>（県の責務）</p> <p>第4条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的かつ戦略的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。</p> <p>2 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、大学等、金融機関、中小企業に関する団体その他の関係機関との連携に努めるものとする。</p>
福島県	<p>（県の責務）</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、国、市町村、中小企業団体及び大学等との連携により、中小企業の振興に関する施策の効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>3 県は、国に対して中小企業の振興に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。</p>
茨城県	<p>（県の責務）</p> <p>第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、産業の活性化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、産業の活性化に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村、大学、企業、公共的団体その他の関係団体と緊密に連携して取り組むよう努めるものとする。</p>
群馬県	<p>（基本理念）</p> <p>第3条</p> <p>3 県は、地域、産業界、大学等との協働により、多様な取組を行う個々の事業者及び労働者が連携する活力のある県経済が実現されるよう施策の推進に努めるものとする。</p>
埼玉県	<p>（県の責務）</p> <p>第5条 県は、前条の施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>（3）中小企業者の経営の安定を図るため、効果的な融資及び補助制度の充実に努めること。</p>

	<p>(4) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること。</p> <p>(5) 地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること。</p>
千葉県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その内容に応じて産学官民の連携を図るよう努めなければならない。</p>
神奈川県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。</p>
富山県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める中小企業の振興等についての基本理念にのっとり、中小企業の振興等に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、研究機関、教育機関、大企業者及び県民と連携し、及び協力して取り組むよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者に対して、融資その他の事項について、小規模企業者の経営の状況に応じ、必要な配慮をするよう努めるものとする。</p>
福井県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。</p> <p>2 県は、中小企業振興施策を策定し、および実施するに当たっては、市町、中小企業団体、大学および金融機関と連携して取り組むものとする。</p> <p>3 県は、国その他の関係機関と協力して効果的な中小企業振興施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国その他の関係機関に対し中小企業振興施策の充実および改善を要請するものとする。</p>
愛知県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
三重県	<p>(県の責務)</p> <p>第2条 県は、前条の基本理念にのっとり、地域における産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力に努めなければならない。</p>
大阪府	<p>(府の責務)</p> <p>第3条 府は、中小企業者の創意工夫と自主的な努力を尊重し、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する。</p> <p>2 府は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たり、国、他の地方公共団体、大学、金融機関及び中小企業に関する団体その他の関係機関等との連携に努めるものとする。</p> <p>3 府は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証した上で、より効果的な施策の実施に努めるものとする。</p>
奈良県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、中小企業を取り巻く経済的社会的環境について調査を行い、前条の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、基本理念にのっとり、中小企業者、国、近隣の府県、市町村、中小企業団体、大学その他の研究機関等と緊密に連携して、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進する責務を有する。</p>
鳥取県	<p>(県の責務)</p> <p>第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、第8条に規定する基本方針を踏まえ、</p>

	産業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
岡山県	(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、企業、大学その他の研究機関、地方公共団体等の連携に努めるものとする。
山口県	(県の責務) 第4条 県は、国、市町、事業者、関係団体及び県民と連携を図りながら、行政の各分野において、地産地消に関する施策を講ずるものとする。 2 県は、事業者、関係団体及び県民が自発的な意思により地産地消に取り組む気運の醸成その他必要な措置を講ずるものとする。
徳島県	(県の責務) 第6条 県は、基本理念にのっとり、本県の強みを活用した中小企業の振興に関する戦略的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
香川県	(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を実施するものとする。 2 県は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、国、市町、大学、中小企業団体その他の関係機関との連携に努めなければならない。
愛媛県	(県の責務) 第5条 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。 2 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、中小企業団体、大学等との連携に努めるとともに、県民の協力を促すために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
鹿児島県	(県の責務) 第5条 3 県は、中小企業振興施策を推進するに当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、大学等及び金融機関と連携して取り組むものとする。
沖縄県	(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 市町村

- 1 団体の条例において規定されている。

団体数が少ない理由としては、地方分権が推進されている中で、都道府県が市町村の役割・責務を規定することへの違和感、逡巡が考えられる。

なお、唯一の規定は、中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） >

（地方公共団体の責務）

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

福島県	（市町村の役割） 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、当該市町村の区域の自然的経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。
-----	--

(3) 都道府県民

- 19団体の条例において規定されている。

その主な内容は、次のとおりである。

- 中小企業の振興を推進するに当たっての都道府県民の役割・責務について規定している。

- ◇ 中小企業の振興が経済の活性化及び生活の向上に寄与することへの理解
- ◇ 中小企業の健全な発展、都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

青森県	(県民の理解及び協力) 第6条 県民は、中小企業の振興が本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを理解するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。
福島県	(県民の理解と協力) 第7条 県民は、中小企業の振興が地域経済の活性化と県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、その健全な発展に協力するものとする。
茨城県	(県民の協力) 第6条 県民は、産業の活性化が県民生活の向上に寄与することにかんがみ、県が行う産業の活性化に関する施策に協力するよう努めなければならない。
埼玉県	(県民等の理解と協力) 第9条 県民及び中小企業の事業に関係のある者は、中小企業の振興が県民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するものとする。
千葉県	(県民の理解と協力) 第9条 県民は、中小企業の振興が県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。
神奈川県	(県民の責務) 第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについての関心と理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
富山県	(県民の理解と協力) 第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興等が地域社会の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努めるものとする。
福井県	(県民等の理解と協力) 第6条 県民等は、社会全体で中小企業者を支援するため、この条例の趣旨について理解を深め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図るなど、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
愛知県	(県民の協力) 第11条 県民は、中小企業の振興に対する理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
三重県	(県民の責務) 第4条 県民は、地域における産業の振興が県民の生活の安定向上に寄与することにかんがみ、県内で生産され、製造され、又は提供される物品等及び産業に携わる者の活動について関心を深め、県が実施する地域における産業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。
大阪府	(府民の理解及び協力) 第6条 府民は、中小企業の振興が大阪経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。
奈良県	(県民の理解と協力) 第7条 県民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進に寄与するとともに、県民生活の向上に資することを理解し、その健全な発展に協力するものとする。
鳥取県	(県民の協力) 第7条 県民は、産業の振興が自らの生活の安定及び向上に寄与するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

山口県	<p>(県民の役割)</p> <p>第6条 県民は、ふるさと産業の振興が県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、自ら進んで県産品等を消費し、及び利用するよう努めることによって、地産地消の推進に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>2 県民は、県が実施する地産地消に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
徳島県	<p>(県民の理解と協力)</p> <p>第11条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の活性化及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、中小企業のサービス等の利用等により当該振興に協力するよう努めるものとする。</p>
香川県	<p>(県民の理解及び協力)</p> <p>第8条 県民は、中小企業の振興の重要性について理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>
愛媛県	<p>(県民の役割)</p> <p>第9条 県民は、中小企業の振興が本県を活性化し、及び県民生活の向上に寄与することを理解して、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
熊本県	<p>(県民の理解と協力)</p> <p>第7条 県民は、中小企業の振興が県民相互の生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>
鹿児島県	<p>(県民の理解と協力)</p> <p>第11条 県民は、中小企業の振興が、地域経済の活性化、雇用の確保及び県民生活の向上に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。</p>

(4) 中小企業者

- 22団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。
- 中小企業の振興を推進するに当たっての中小企業者の役割・責務について規定している。
 - ◇ 経済的、社会的環境の変化に対応して事業の成長、発展を図るための自主的な経営の向上及び改善
 - ◇ 雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の充実その他雇用環境の整備
 - ◇ 事業活動を通じた地域社会への貢献
- 中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） >

（中小企業者の努力等）

第7条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

北海道	（事業者等の役割） 第4条 事業者は優れた商品の生産若しくは販売又は役務の提供に必要な設備、人材、技術等の投資活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。 2 事業者は、自らの経営資源の優位性を生かしながら、持続的に経営の革新及び国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るよう努めるものとする。 ※ 中小企業者に限らない。
青森県	（中小企業者の努力） 第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的にその経営の向上に努めなければならない。 2 中小企業者は、雇用の促進、その事業活動を担う人材の育成、福利厚生 of 充実その他雇用環境の整備に努めなければならない。 3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域社会への貢献に努めなければならない。
福島県	（中小企業者の努力等） 第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上に努めなければならない。 2 中小企業者は、その雇用する労働者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、必要な雇用環境の整備に努めなければならない。
茨城県	（企業の努力等） 第5条 企業は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上に努めなければならない。 ※ 中小企業者に限らない。
埼玉県	（中小企業者の努力） 第8条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生 of 向上のため、自主的に努力を払い、消費者への安心及び安全な財やサービスの提供に努めるとともに、地域生活環境との調和に努めるものとする。
千葉県	（中小企業者等の努力） 第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。 3 中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。
神奈川県	（中小企業者の責務） 第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。
富山県	（中小企業者の努力） 第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主

	<p>的に新技術及び新商品の開発、販路の開拓、人材の育成等に取り組み、その経営の向上及び改善を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、その事業活動を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。</p>
福井県	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>第5条 中小企業者は、事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上および改善を図るよう努めるとともに、中小企業者の社会的責任に配慮し、その活動および中小企業者が供給する製品等が常に安全で安心なものとなるよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、雇用を通じて地域の振興に資するため、雇用環境の整備に努めるとともに、地域住民と連携して地域社会の発展に努めるものとする。</p>
愛知県	<p>(中小企業者の取組等)</p> <p>第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、その経営及び取引条件の向上並びに従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 中小企業者は、まちづくりの推進を図る活動その他の地域社会の発展に資する活動を行い、及びそれらの活動に協力するよう努めなければならない。</p>
三重県	<p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 事業者は、第1条の基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、地域の振興に資するため、地域社会と密接な連携を確保し、地域社会における課題について協調して取り組むよう努めなければならない。</p> <p>※ 中小企業者に限らない。</p>
大阪府	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>第5条 中小企業者は、経済的、社会的な環境変化に応じて、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者は、その事業活動を通じて地域の活性化に資するよう努めるものとする。</p>
奈良県	<p>(中小企業者の努力等)</p> <p>第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。</p>
鳥取県	<p>(事業者等の役割)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業環境の変化に対応し、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。</p> <p>3 事業者及び支援団体は、県が行う産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>※ 中小企業者に限らない。</p>
岡山県	<p>(中小企業者の責務)</p> <p>第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。</p>
山口県	<p>(事業者及び関係団体の責務)</p> <p>第5条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるものとして成長するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。</p> <p>5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>※ 中小企業者に限らない。</p>
徳島県	<p>(中小企業者の責務)</p> <p>第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自らを取り巻く環境の変化に即応して事業</p>

	の成長発展を図るため、主体的かつ創造的な事業活動に努めなければならない。
香川県	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、その事業の成長発展を図るとともに、地域の活性化に資するよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めるものとする。</p>
愛媛県	<p>(中小企業者の役割)</p> <p>第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自発的に努力し、及び創意工夫を行って事業活動に取り組むとともに、その経営基盤の強化に努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会と密接な連携を確保し、県産品等の優先的な使用により地域の振興に資するよう努めるものとする。</p>
熊本県	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>第6条 中小企業者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生の上昇に自主的に努力を払い、県民への安全で安心な製品等の供給及び役務の提供に努めるとともに、県産品の利活用、商工団体等への加入等により、地域貢献に努めるものとする。</p>
鹿児島県	<p>(中小企業者の努力)</p> <p>第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業者は、地域住民と連携して地域の活性化に資するよう努めるものとする。</p>
沖縄県	<p>(中小企業者及び中小企業関連団体の努力)</p> <p>第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>3 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。</p>

(5) 大企業者

- 14 団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。
- 中小企業の振興を推進するに当たっての大企業者の役割・責務について規定している。
 - ◇ 都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力
 - ◇ 中小企業者への配慮
- 中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） >
 （中小企業者の努力等）
 第7条
 3 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

北海道	<p>（事業者等の役割）</p> <p>第4条 事業者は、優れた商品の生産若しくは販売又は役務の提供に必要な設備、人材、技術等の投資活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、自らの経営資源の優位性を生かしながら、持続的に経営の革新及び国内外における商品の販路又は役務の提供範囲の拡大を図るよう努めるものとする。</p> <p>※ 大企業者に限らない。</p>
茨城県	<p>（企業の努力等）</p> <p>第5条 企業は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上に努めなければならない。</p> <p>※ 大企業者に限らない。</p>
千葉県	<p>（大企業者の役割）</p> <p>第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。</p>
神奈川県	<p>（大企業者の責務）</p> <p>第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
富山県	<p>（大企業者の役割）</p> <p>第8条 大企業者は、自らの経営の革新等に取り組むとともに、基本理念にのっとり、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用等を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。</p>
愛知県	<p>（大企業者等の配慮等）</p> <p>第8条 大企業者等は、基本理念にのっとり、中小企業者との事業上の関係において、その事業の成長発展に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
三重県	<p>（事業者の責務）</p> <p>第3条 事業者は、第1条の基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、地域の振興に資するため、地域社会と密接な連携を確保し、地域社会における課題について協調して取り組むよう努めなければならない。</p> <p>※ 大企業者に限らない。</p>
奈良県	<p>（中小企業者の努力等）</p> <p>第6条 4 大企業その他の中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するようしなければならない。</p>

鳥取県	<p>(事業者等の役割)</p> <p>第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業環境の変化に対応し、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。</p> <p>3 事業者及び支援団体は、県が行う産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。</p> <p>※ 大企業者に限らない。</p>
岡山県	<p>(大企業者の役割)</p> <p>第7条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
山口県	<p>(事業者及び関係団体の責務)</p> <p>第5条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるものとして成長するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。</p> <p>5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>※ 大企業者に限らない。</p>
徳島県	<p>(大企業者の役割)</p> <p>第9条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が地域社会の発展はもとより、自らの事業活動の維持及び発展に欠くことができない重要な存在であることを認識し、中小企業が供給するサービス及び製品の利用等に努めるとともに、県、市町村及び中小企業団体が実施する中小企業の振興に関する施策に積極的に参画し、及び協力するよう努めるものとする。</p>
香川県	<p>(大企業者の役割)</p> <p>第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であることについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。</p>
鹿児島県	<p>(大企業者の役割)</p> <p>第8条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、基本理念にのっとり、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p>

(6) 中小企業関係団体

- 16団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。
- 中小企業の振興を推進するに当たっての中小企業関係団体の役割・責務について規定している。
 - ◇ 中小企業者の経営の向上及び改善の取組
 - ◇ 都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力
- 中小企業基本法の規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） >
 （中小企業者の努力等）
 第7条
 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
 3 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

北海道	（事業者等の役割） 第4条 3 商工会議所、商工会その他の産業に関する団体は、道と連携し、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に貢献するよう努めるものとする。
福島県	（中小企業者の努力等） 第6条 3 中小企業団体は、その活動を行うに当たっては、中小企業の振興に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。
茨城県	（企業の努力等） 第5条 2 商工会、商工会議所その他の産業に関する団体は、その活動を行うに当たっては、産業の活性化の推進に積極的に取り組むとともに、県が行う産業の活性化に関する施策に協力するよう努めなければならない。
千葉県	（中小企業者等の努力） 第5条 2 事業協同組合、商店街振興組合その他の中小企業者の事業の共同化のための組織は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに、中小企業の経営の向上及び改善に主体的に取り組むよう努めるものとする。 3 中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。 （中小企業に関する団体等の役割） 第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。
神奈川県	（中小企業に関する団体の責務） 第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
富山県	（中小企業に関する団体及び地域金融機関の役割） 第6条 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が新技術及び新商品の開発、販路の開拓等経営の向上及び改善を図るために行う取組を積

	<p>極的に支援するよう努めるものとする。</p> <p>2 中小企業に関する団体及び地域金融機関は、前項の取組を支援する人材の育成に努めるものとする。</p>
愛知県	<p>(中小企業団体の取組等)</p> <p>第7条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営及び取引条件の向上に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
奈良県	<p>(中小企業者の努力等)</p> <p>第6条</p> <p>2 中小企業団体は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、中小企業の振興に積極的に取り組むよう努めるものとする。</p>
鳥取県	<p>(事業者等の役割)</p> <p>第5条</p> <p>2 支援団体は、基本理念にのっとり、事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者及び支援団体は、県が行う産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。</p>
岡山県	<p>(中小企業関連団体の役割)</p> <p>第6条 中小企業関連団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
山口県	<p>(事業者及び関係団体の責務)</p> <p>第5条 事業者及び関係団体は、県民が県産品等に愛着を持つことができるよう情報の提供及び発信に努めるとともに、良質かつ安全で安心することができる県産品等を県民に対して安定的に供給することができる体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者及び関係団体は、自主的かつ創造的な事業活動を行うとともに、県民の意向を踏まえた商品の開発を行うことにより、ふるさと産業が多様で活力あるものとして成長するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者及び関係団体は、県産品等の生産、製造等に当たっては、他の県産品等の消費及び利用並びにふるさと産業に属する事業を行う者の利用の拡大に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>4 事業者及び関係団体は、その事業活動を行うに当たっては、環境に配慮するとともに、地域社会と協働し、地域の発展に資するよう努めるものとする。</p> <p>5 事業者及び関係団体は、県が実施するふるさと産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
徳島県	<p>(中小企業団体の責務)</p> <p>第8条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する中小企業の振興に関する施策への協力をはじめとして、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の経営の改善及び向上その他の地域の特性に応じた中小企業の振興に関する施策に積極的に取り組むよう努めなければならない。</p>
香川県	<p>(中小企業団体の役割)</p> <p>第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。</p>
愛媛県	<p>(中小企業団体の役割)</p> <p>第7条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
鹿児島県	<p>(中小企業関係団体の役割)</p> <p>第7条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。</p>
沖縄県	<p>(中小企業者及び中小企業関連団体の努力)</p> <p>第5条</p> <p>2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>3 中小企業者及び中小企業関連団体は、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。</p>

(7) 大学等

- 8団体の条例において規定されている。

その主な内容は、次のとおりである。

- 中小企業の振興を推進するに当たっての大学等の役割・責務について規定している。
 - ◇ 人材の育成及び研究の成果の普及を通じた、都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策への協力

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

千葉県	(大学等の役割) 第8条 大学等は、その人材の育成並びに研究及びその成果の普及が中小企業の振興に資するものであることにかんがみ、自主的に地域づくりに取り組む場合には、基本理念にのっとり、これを行うよう努めるものとする。
神奈川県	(大学等の責務) 第8条 大学等は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及及び人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
富山県	(研究機関及び教育機関の役割) 第7条 研究機関及び教育機関は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及、技術支援、教育活動等を通じて、中小企業の振興等に協力するよう努めるものとする。
愛知県	(大学等の協力) 第10条 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における自主的な取組を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
鳥取県	(大学等の役割) 第6条 大学等は、基本理念にのっとり、地域の人材の育成並びに研究の成果の普及及び活用が県内の産業の振興に資するものであることを理解し、県が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
徳島県	(高等教育研究機関の役割) 第10条 高等教育研究機関は、その活動が中小企業の振興に資するものであるとともに、産学官の連携による取組が中小企業の振興にとって重要なものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的に努めるものとする。
愛媛県	(大学等の役割) 第8条 大学等は、地域の人材の育成及び研究成果の普及が中小企業の振興に資するものであることを理解して、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
鹿児島県	(大学等の役割) 第9条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成及び研究の成果の普及を通じて、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

3 都道府県の基本的施策等

(1) 基本方針

■ 25 団体（全団体）の条例において規定されている。

その主な内容は、次のとおりである。

- 都道府県が実施する中小企業の振興に関する施策の基本方針、基本的施策について規定している。
 - ◇ 中小企業の経営の革新及び創業の促進
 - ◇ 中小企業の経営基盤の強化
 - ◇ 中小企業に対する資金の供給の円滑化
 - ◇ 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保
- 中小企業基本法の国についての規定と類似している。

＜ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）＞
（基本方針）

- 第5条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。
- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
 - (2) 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
 - (3) 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
 - (4) 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

■ 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

北海道	<p>（施策の基本方針）</p> <p>第5条 道は、産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を一体的かつ相乗的に推進するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高い経済的効果を及ぼす産業の発展を図ること。 (2) 成長発展が期待される産業の創出及び発展を図ること。 (3) 地域の特性に応じた産業の発展を図ること。 (4) 商品又は役務の付加価値の向上を目指す中小企業の育成を図ること。
青森県	<p>（基本方針）</p> <p>第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。 (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。 (3) 効果的な融資制度の充実等により中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。 (4) 中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進を図ること。 (5) 中小企業が行う技術開発、新製品の開発及び新たな事業の分野への進出の推進を図ること。 (6) 中小企業の受注の能力の向上及び受注の機会の増大を図ること。 (7) 中小企業の販路の開拓の推進を図ること。 (8) 中小企業の国際的視点に立った事業展開の推進を図ること。
福島県	<p>（基本方針）</p> <p>第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業者の経営の革新の促進及び経営資源の確保を図ること。 (2) 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。 (3) 中小企業の受注機会の増大を図ること。 (4) 中小企業の創業及び中小企業者の新たな事業の創出等の促進を図ること。

	<p>(5) 産学官の連携による研究開発を強化することにより、中小企業への技術移転、事業化の促進等を図ること。</p> <p>(6) 企業立地を促進することにより、新たに立地した企業と当該地域の中小企業との有機的な連携を強化し、産業集積の促進を図ること。</p> <p>(7) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。</p> <p>(8) 安心して子どもを生み育てることができる職場環境に配慮した中小企業の育成及び支援を図ること。</p> <p>(9) まちづくりの観点に立った商業の集積の促進及び本県の特長である豊かな自然その他の地域資源を活用した観光、地場産業等の振興を通じ、中小企業の育成を図ること。</p>
茨城県	<p>(基本方針等)</p> <p>第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の活性化に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。</p> <p>(2) 中小企業の経営革新の促進及び経営基盤の強化を図ること。</p> <p>(3) 産学官の連携の推進、企業の事業環境の整備等を図ること。</p> <p>(4) 企業の事業活動を担う人材の育成及び雇用の確保を図ること。</p>
群馬県	<p>(施策の方針及び公表)</p> <p>第9条 知事は、ものづくり産業の基盤の強化及び新産業の創出その他産業の振興のため講じようとする施策に関し、その基本方針及び具体的な施策を策定し、これらを公表するものとする。</p> <p>※ 基本的施策</p> <p>第4条：ものづくり産業の基盤の強化</p> <p>第5条：新産業の創出及び育成</p> <p>第6条：人材の育成</p> <p>第7条：地場産業の振興等</p> <p>第8条：産業集積の促進</p>
埼玉県	<p>(中小企業の振興施策の大綱)</p> <p>第4条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 中小企業の経営基盤の強化を支援し、経営の健全な発展に寄与する施策</p> <p>(2) 中小企業の技術及び新製品の開発、販路拡大、営業力の強化等の経営革新の促進に関する施策</p> <p>(3) 中小企業に対する金融の円滑化の推進に関する施策</p> <p>(4) 中小企業の振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策</p> <p>(5) 創業及び新事業の創出の促進に対する施策</p> <p>(6) 中小企業の従事者の人材育成に関する施策</p> <p>(7) 中小企業の後継者及び人材確保に関する施策</p>
千葉県	<p>(基本方針)</p> <p>第11条 知事は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 中小企業の振興に関する基本的方向</p> <p>(2) 中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な事項</p> <p>※ 基本的施策</p> <p>第12条：創業等への意欲的な取組の促進</p> <p>第13条：連携の促進</p> <p>第14条：経営基盤の強化の促進</p> <p>第15条：人材の確保及び育成の支援</p> <p>第16条：地域づくりによる地域の活性化の促進</p>
神奈川県	<p>(基本的施策)</p> <p>第11条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1) 相談その他の総合的な支援を受けることができる体制の整備、受注及び発注機会の確保、地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業の承継の促進、融資による金融面での支援等を通じて、中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化を促進すること。</p> <p>(2) 創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取組の強化を促進</p>

	<p>すること。</p> <p>(3) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。</p> <p>(4) 市町村、中小企業に関する団体等と協力し、商業、観光等の地域に根ざした産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。</p> <p>(5) 職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。</p> <p>(6) その他中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。</p>
富山県	<p>※ 基本的施策</p> <p>第10条：技術の高度化、商品及びサービスの高付加価値化等による競争力の強化</p> <p>第11条：成長発展が期待される新たな産業の創出等</p> <p>第12条：販路の開拓に関する事業環境の整備</p> <p>第13条：経営の安定及び経営基盤の強化</p> <p>第14条：商業及びサービス業の振興、まちづくり等による地域の活性化</p> <p>第15条：産業の発展を担う人材の育成</p> <p>第16条：雇用の機会の確保と雇用環境の整備</p>
福井県	<p>(基本方針)</p> <p>第7条 県は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 中小企業者の製品開発および販路開拓の支援</p> <p>(2) 中小企業者の創業および新たな事業の創出等の促進</p> <p>(3) 中小企業者の経営革新の促進および経営基盤の強化</p> <p>(4) 中小企業者に対する資金供給の円滑化</p> <p>(5) 中小企業者の受注機会の増大</p> <p>(6) 中小企業者の知的財産等の活用の促進および産学官との連携</p> <p>(7) 国その他の関係機関が認めた技能者等の高度な技術を有する人材の活用による品質の確保</p> <p>(8) 中小企業者の事業活動を担う人材の育成および確保</p> <p>(9) 中小企業者および中小企業者が供給する製品等に関する情報の提供</p> <p>(10) 中小企業者における子育てに適した職場環境の整備促進</p>
山梨県	<p>(地場産業振興基本方針)</p> <p>第4条 知事は、前条の目標を達成するための基本方針を定めなければならない。</p> <p>2 地場産業振興基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 地場産業の振興に関する基本姿勢</p> <p>(2) 地場産業の振興に関する施策の大綱</p> <p>(3) その他地場産業の振興のために必要な事項</p>
愛知県	<p>※ 基本的施策</p> <p>第12条：経営基盤の強化等の促進</p> <p>第13条：資金の供給の円滑化</p> <p>第14条：人材の育成及び確保の支援</p> <p>第15条：商業の集積の活性化</p>
三重県	<p>(基本方針)</p> <p>第5条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること。</p> <p>(2) 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。</p> <p>(3) 地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。</p> <p>(4) 産業を担うべき人材の育成及び働く場の確保を図ること。</p> <p>(5) 研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発に係る人材の育成を図ること。</p> <p>(6) 安全で安心な農林水産物及び製品等の生産を促進すること。</p> <p>(7) 観光及びその関連産業の振興を図ること。</p> <p>(8) 地域の自主的な取組による農山漁村、商店街等の活性化を促進すること。</p> <p>3 農林水産業を除く産業の振興に係る基本方針は、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携を促進し、産業の集積を図ること。</p> <p>(2) 地域の振興に寄与し、又は地域の雇用の場の確保若しくは雇用機会の創出に資する</p>

	<p>ことが見込まれる企業の県内への立地を促進すること。</p> <p>(3) 中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に努めること。</p>
京都府	<p>(中小企業の活性化のための基本方針)</p> <p>第2条 府は、中小企業の活性化を図るため、次に掲げる施策を総合的に実施するものとする。</p> <p>(1) 中小企業の経営の安定及び再生に関する施策</p> <p>(2) 中小企業の成長発展の促進に関する施策</p> <p>(3) 中小企業における知的財産その他の無形財産の創造、保護及び活用の促進に関する施策</p> <p>(4) 中小企業を支える人材の育成、技術の継承等に関する施策</p>
大阪府	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 中小企業者の経営基盤の強化及び経営革新の促進</p> <p>(2) 中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進</p> <p>(3) 中小企業に対する資金供給の円滑化</p> <p>(4) 中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成</p> <p>(5) 中小企業の販路等の拡大</p> <p>(6) 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進</p>
奈良県	<p>(基本方針)</p> <p>第5条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 恵まれた歴史、文化、自然環境等の地域資源を活用した地場産業等の振興を図ること。</p> <p>(2) 中小企業者の経営の革新及び中小企業の経営資源の確保を図ること。</p> <p>(3) 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。</p> <p>(4) 中小企業の創業及び創造的な事業活動の促進を図ること。</p> <p>(5) 企業及び大学その他の研究機関との連携による研究開発を推進することにより、中小企業者への研究成果の移転の促進及び中小企業者による研究成果の企業化の促進を図ること。</p> <p>(6) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。</p> <p>(7) まちづくりの観点に立った商業の集積の活性化を図ること。</p> <p>(8) 中小企業の振興に関する施策に係る情報の中小企業者への積極的な提供を図ること。</p>
鳥取県	<p>(基本方針)</p> <p>第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、産業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 本県産業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。</p> <p>(2) 従業員が子育て等をしやすい職場環境の整備に取り組む事業者の育成を図ること。</p> <p>(3) 事業者の経営の革新を促進するための技術研究の推進及び事業の効率化を図ること。</p> <p>(4) 事業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。</p> <p>(5) 事業者の受注機会の増大を図ること。</p> <p>(6) 県産品利用の促進を図ること。ただし、農林水産物の加工品については、県内で生産された農林水産物の加工品であって、既にブランドが創出され、又は新たにブランドを創出しようとするもの及びそれを生産することにより県土の保全に寄与するものに重点を置きつつ促進を図ること。</p> <p>(7) 事業者又は大学等が保有する技術又は研究成果及び県内の人材の活用の促進を図ること。</p> <p>(8) 事業者の新たな市場の開拓に向けた取組の促進を図ること。</p> <p>(9) 事業者の商品等におけるブランドの創出を図ること。</p> <p>(10) 事業者の創業及び新たな事業の創出を図ること。</p> <p>(11) 産学金官の有機的な連携を強化し、技術研究の強化、技術の移転及び研究成果の事業化の促進を図ること。</p> <p>(12) 企業の立地用地の確保等のための環境整備を図りつつ、企業立地を促進するとともに、事業者の有機的な連携を強化し、産業の集積を図ること。</p>
岡山県	<p>(施策の基本方針)</p> <p>第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p>

	<p>(1) 中小企業者の経営の革新を促進するものであること。</p> <p>(2) 中小企業の創業を促進するものであること。</p> <p>(3) 中小企業の経営基盤を強化するものであること。</p> <p>(4) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図るものであること。</p> <p>(5) 中小企業者の資金調達の円滑化を図るものであること。</p>
山口県	<p>(基本的施策)</p> <p>第7条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 観光の振興、農山漁村との交流等の取組を促進することにより、事業者と県民との相互理解の増進を図ること。</p> <p>(2) ふるさと産業を支える幅広い人材の育成及び確保を図ること。</p> <p>(3) 地域に存在する資源を活用した創業及び新たな事業分野の開拓を促進すること、資金調達を円滑化すること等により、中小企業の育成及び支援を図ること。</p> <p>(4) 産学公の連携並びに農商工等の連携による研究開発及び多様な技術の交流により、県産品等を活用した新商品の開発及び販売先の拡大を図ること。</p> <p>(5) ブランド化を促進するとともに、伝統工芸の技術の伝承及び発展を図ること。</p> <p>(6) 地域の特性を生かした企業立地を促進し、次代を担う産業の集積を図ること。</p> <p>(7) 農林水産業と食品産業との連携により、加工食品、外食、学校給食等への利用を促進すること等により、県内で生産され、採取され、又は水揚げされた農林水産物の需要の拡大を図ること。</p> <p>(8) 需要に応ずるための産地の育成及び拡大並びに資源の維持及び確保を図ること。</p> <p>(9) 県内で生産された木材の利用、間伐材その他の未利用の森林資源の利用及び森林バイオマスエネルギーの利用の促進を図ること。</p>
徳島県	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 頑張る中小企業者の支援に係る態勢の整備を図ること。</p> <p>(2) 実践的な能力を備えた人材の育成を図ること。</p> <p>(3) 競争力の強化に資するための本県独自の企業ブランドの創出を図ること。</p> <p>(4) 新たな市場の開拓に関する挑戦的な取組を行う頑張る中小企業者の販路の拡大の促進を図ること。</p> <p>(5) 戦略的な産業集積の促進を図ること。</p>
香川県	<p>(施策の基本方針)</p> <p>第9条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 中小企業者の経営の革新を促進すること。</p> <p>(2) 中小企業の創業及び新たな事業の創出を促進すること。</p> <p>(3) 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。</p> <p>(4) 中小企業の人材の確保及び育成を図ること。</p> <p>(5) 中小企業の販路の開拓を促進すること。</p> <p>(6) 中小企業の知的財産の創造、保護及び活用を促進すること。</p>
愛媛県	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 中小企業者の新たな製品及び技術の開発を促進すること。</p> <p>(2) 中小企業者の販路開拓を支援すること。</p> <p>(3) 中小企業者の創業並びに新たな事業の創出、発展及び定着を促進すること。</p> <p>(4) 中小企業者の経営の革新の促進及び経営基盤の強化を図ること。</p> <p>(5) 中小企業者の技能の継承並びに事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。</p> <p>(6) 中小企業者が供給する県産品等の情報を提供すること。</p> <p>(7) 中小企業者への資金供給の円滑化を図ること。</p> <p>(8) 中小企業者が供給する県産品等の県又は県出資法人が執行する事業等における優先的な使用に努めること。</p> <p>(9) 中小企業者が供給する県産品等の市町が執行する事業等における優先的な使用の促進を図ること。</p> <p>(10) 中小企業者の受注機会の拡大を図ること。</p> <p>(11) 中小企業者の知的財産の活用及び産学官の連携強化を図ること。</p> <p>(12) 地域の多様な資源及び特性を活かした事業活動を促進するための環境整備を図ること。</p>

熊本県	<p>(基本方針等)</p> <p>第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の支援を行う体制の充実及び強化を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき中小企業に関する施策を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出の促進 (2) 中小企業者の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保 (3) 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域における、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携の促進及び産業の集積化 (4) 研究開発及び事業活動を担うべき人材の育成及び確保 (5) 中小企業における研究開発の推進及びその成果の普及並びに産学行政の連携の推進 (6) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展の促進 (7) 中小企業者の振興に資する企業立地の促進 (8) 地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動を促進する環境の整備 (9) 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備
鹿児島県	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。 (2) 創業及び新たな事業活動の促進を図ること。 (3) 資金供給の円滑化を図ること。 (4) 事業活動を担うべき人材の育成及び確保を図ること。 (5) 研究開発の促進並びに産学官及び産業間の連携の促進を図ること。 (6) 知的財産の創造、保護及び活用の促進を図ること。 (7) 農商工等連携及び6次産業化の促進を図ること。 (8) 地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進を図ること。 (9) 地域の中小企業への受注機会の増大を図ること。 (10) 中小企業の振興に資する企業立地の促進を図ること。 (11) 障がい者の雇用機会、男女の均等な雇用機会等を確保する環境の整備を図ること。 (12) 安心して子どもを生み、育てることができる雇用環境の整備を図ること。 (13) ものづくり体験等による地域の中小企業への理解の促進を図ること。 (14) 環境に配慮した事業活動の促進を図ること。 (15) 国際的視点に立った事業展開の促進及び販路等の拡大を図ること。
沖縄県	<p>第2章 基本方針</p> <p>第6条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業者の経営の革新の促進を図ること。 (2) 中小企業の創業の促進を図ること。 (3) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。 (4) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。 (5) 経済的社会的環境の著しい変化への中小企業者の適応の円滑化を図ること。

(2) 基本計画

- 6団体の条例において規定されている。

その主な内容は、次のとおりである。

- 都道府県が中小企業の振興に関する施策を推進するための基本計画の策定について規定している。
- 中小企業支援法において都道府県に努力義務が課されている中小企業支援事業の実施に関する計画の策定について規定しているものもある。

< 中小企業支援法（昭和38年法律第147号） >

第4条 都道府県知事は、前条第4項の規定による通知（※経済産業大臣が中小企業支援事業の実施に関する計画を定めた際の通知）を受けたときは、同条第1項の計画（※経済産業大臣が定めた中小企業支援事業の実施に関する計画）に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、経済産業大臣に届け出るものとする。

2 都道府県知事は、前項の計画を定めるに当たっては、地域における中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

福島県	<p>（基本計画の策定）</p> <p>第9条 知事は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。</p> <p>2 基本計画は、中小企業の振興に関する施策の基本的事項について定めるものとする。</p>
茨城県	<p>（基本方針等）</p> <p>第7条</p> <p>2 知事は、前項の施策の実施に関する指針を定め、これを公表するものとする。</p>
神奈川県	<p>（中小企業活性化推進計画）</p> <p>第12条 知事は、前条に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画を定めなければならない。</p> <p>2 中小企業活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>
岡山県	<p>（振興計画）</p> <p>第9条 知事は、前条の基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定するものとする。</p> <p>2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 中小企業の振興に関する総合的かつ計画的な目標及び施策</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p>
鹿児島県	<p>（県の責務）</p> <p>第5条 県は、前条の基本方針を踏まえ、前条の規定により講ずる中小企業の振興に関する施策についての毎年度の推進計画を策定し、及び実施するものとする。</p>
沖縄県	<p>（基本方針を踏まえた支援計画の策定等）</p> <p>第8条 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。</p>

(3) 市町村に対する支援

- 16団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。
- 中小企業の振興に関する施策を実施する市町村に対して都道府県が行う支援について規定している。
 - ◇ 市町村に対する情報提供、助言その他の必要な支援
- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

青森県	(市町村への支援) 第8条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。
福島県	(市町村に対する支援) 第10条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策の実施について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
茨城県	(市町村に対する支援) 第20条 県は、市町村が行う産業の活性化に関する施策の実施について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
埼玉県	(市町村への支援) 第7条 県は、市町村が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うものとする。
千葉県	(市町村への協力) 第10条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
神奈川県	(市町村に対する支援) 第10条 県は、市町村が当該地域の特性に応じて行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
愛知県	(市町村に対する協力) 第5条 県は、市町村が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。
大阪府	(市町村に対する支援) 第7条 府は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な支援の措置を講ずるよう努めるものとする。
鳥取県	(県の責務) 第4条 2 県は、産業の振興に関する施策を実施する市町村に対し、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を講ずるよう努めるものとする。
山口県	(市町、事業者等に対する支援) 第8条 県は、市町が実施するふるさと産業の振興に関する施策並びに事業者、関係団体及び県民が行う地産地消に関する取組を支援するため、情報の提供、技術的な支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
徳島県	(市町村に対する協力) 第7条 県は、基本理念にのっとり積極的に中小企業の振興に取り組む市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
香川県	(市町に対する支援) 第10条 県は、市町が実施する中小企業振興施策について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
愛媛県	(市町に対する支援) 第10条 県は、市町の中小企業の振興に関する取組を支援するため、助言、情報の提供等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
熊本県	(基本方針等) 第4条 2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (5) 市町村が取り組む中小企業の振興策について、必要な支援を行うよう努めること。

鹿児島県	<p>(市町村に対する支援)</p> <p>第12条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
沖縄県	<p>(市町村への協力)</p> <p>第13条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村の求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。</p>

(4) 中小企業者の受注機会（官公需）

- 13団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。
- 都道府県の工事の発注、物品及び役務の調達等における中小企業者の受注機会の確保、増大について規定している。
- 中小企業基本法、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律にも同趣旨の規定がある。

<p>< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） > （国等からの受注機会の増大） 第21条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>< 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号） > （受注機会の増大の努力） 第3条 国等（※国及び公庫等）は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきものを締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。 （地方公共団体の施策） 第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。</p>

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

青森県	（県の責務） 第4条 3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適切な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
茨城県	（中小企業の受注機会の増大） 第13条 県は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、県の物品及び役務の調達、工事の発注等に関する中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。
埼玉県	（県の責務） 第5条 県は、前条の施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。 （1）中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
千葉県	（受注機会の確保） 第19条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。
富山県	（経営の安定及び経営基盤の強化） 第13条 3 県は、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、物品及び役務の調達並びに工事の発注に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。
福井県	（県の責務） 第4条 4 県は、物品および役務の調達ならびに工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
大阪府	（府の責務）

	<p>第3条 4 府は、工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。</p>
鳥取県	<p>(県の予算執行上の配慮) 第9条 知事その他の執行機関は、工事及び委託業務の設計及び発注並びに物品等の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安定及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことにかんがみ、過度な財政負担とならない範囲内において、県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するものとする。 2 知事等は、前条第2項に規定する貢献を特にしていると認める県内事業者以外の事業者又はそれらが参加する事業体について、前項の規定に準じた配慮をすることができるものとする。</p>
山口県	<p>(基本的施策) 第7条 県は、地産地消を推進してふるさと産業を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 (10) 建設工事又は物品等の発注に当たり、事業者の地域社会への貢献の状況、県の施策への協力の状況等に配慮して県内の事業者の受注の機会の確保を図るとともに、県産品等の活用を図ること。</p>
徳島県	<p>(新たな市場開拓に挑戦する頑張る中小企業者の販路の拡大等) 第15条 2 県は、中小企業のサービス等の利用等の気運の醸成に努め、需要の拡大の促進を図るとともに、中小企業のサービス等に対し自ら率先して試用すること及びその受注機会の増大を図ること、優れた中小企業のサービス等に対し顕彰することその他の中小企業のサービス等の需要の拡大の促進のために必要な施策を講ずるものとする。</p>
香川県	<p>(県の責務) 第4条 3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。</p>
愛媛県	<p>(県の責務) 第5条 3 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び公正かつ自由な競争の確保に留意しつつ、中小企業の経済活動の強化に努めるものとする。</p>
熊本県	<p>(基本方針等) 第4条 2 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めること。</p>

□ なお、新潟県は、中小企業者の受注機会に特化し、その増大により地域産業の活性化を図るための条例を制定した。

< 新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例（平成19年新潟県条例第65号） >

(目的)

第1条 この条例は、中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業者が供給する物品及び役務並びに行う工事に対する需要を増進する施策を推進し、中小企業者の経営の安定及び向上を図り、もって地域産業の活性化及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(県からの受注機会の増大)

第10条 県は、物品及び役務の調達、工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(5) 財政上の措置

- 23団体の条例において規定されている。
その主な内容は、次のとおりである。
- 都道府県が中小企業の振興に関する施策を実施するために講ずる財政上の措置について規定している。
- 中小企業基本法の国についての規定と類似している。

< 中小企業基本法（昭和38年法律第154号） >

（法制上の措置等）

第9条 政府は、中小企業に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

- 各団体の主な条文は、次表のとおりである。

北海道	（財政上の措置） 第12条 道は、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
青森県	（財政上の措置） 第9条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
福島県	（財政上の措置等） 第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。
茨城県	（財政上の措置等） 第21条 県は、産業の活性化に関する施策を実施するため必要な財政上及び税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。
埼玉県	（財政上の措置） 第6条 県は、第4条の施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
千葉県	（財政上の措置） 第21条 知事は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
神奈川県	（財政上の措置） 第18条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
富山県	（財政上の措置） 第19条 県は、中小企業の振興等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
福井県	（財政上の措置） 第8条 県は、中小企業振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
山梨県	（財政上の措置） 第6条 県は、前条第1項の施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。
愛知県	（財政上の措置） 第18条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
三重県	（財政上の措置） 第8条 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
京都府	（財政上の措置） 第20条 府は、中小企業の活性化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

大阪府	(財政上の措置) 第8条 府は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
奈良県	(財政上の措置) 第8条 県は、第5条の基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
鳥取県	(財政上の措置等) 第10条 県は、産業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとし、産業の振興のために必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。
岡山県	(財政上の措置) 第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
山口県	(財政上の措置) 第10条 県は、ふるさと産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
香川県	(財政上の措置) 第14条 県は、中小企業振興施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。
愛媛県	(財政上の措置) 第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
熊本県	(財政上の措置) 第5条 県は、前条の基本方針に基づき施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
鹿児島県	(財政上の措置) 第15条 県は、中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
沖縄県	(財政上の措置) 第12条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。